

公 営 住 宅 の 社 会 福 祉 事 業 へ の 活 用 終 了 届

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名
連 絡 先 Tel

大阪市指令都整管第 号により使用許可を受けておりました公営住宅の社会福祉事業等への活用が終了しましたので届出します。なお、使用許可条件のとおり活用住宅を原状に復旧することといたします。

記

- | | | | | |
|---------|-----|----|----|----|
| 1. 活用住宅 | 市営 | 住宅 | 号館 | 号室 |
| 2. 所在地 | 大阪市 | 区 | 丁目 | 番 |
| 3. 終了日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |

誓 約 書

大阪市長

市営住宅を返還するにあたり、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 返還する市営住宅内には、当法人が設置した家具や家電及び風呂釜等一切の動産を残さずに全て撤去します。
- 2 市営住宅工作物設置等承認を受けて設置した工作物等（手すり、段差解消等）については、全て撤去し原状回復を行います。（ただし、市長から原状回復を免除されたものは除きます。）
- 3 上記項目で残置物がある場合並びに工作物や改造部分の撤去及び原状回復がなされていない場合は、撤去及び原状回復の費用負担をするとともに、その所有権を放棄します。

令和 年 月 日

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

連 絡 先 Tel